

様式第2（第5条関係）

会議録

1. 附属機関の名称：犬山城調査整備委員会

2. 開催日時：令和7年10月24日（金）午後2時30分から午後4時30分まで

3. 開催場所：犬山市役所2階202・203会議室

4. 出席した者の氏名

(1) 委員 麓和善（委員長）、白水正、西形 達明、山村 亜希、千田 嘉博（オンライン）

(2) 執行機関 滝教育長、中村教育部長

歴史まちづくり課 加藤課長、渡邊課長補佐、河㟢主査補、荒金主査補、
中野主事

(3) その他 助言者 公益財団法人大山城白帝文庫 成瀬淳子、宮田昭男

助言者 愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室 尾崎綾亮

支援業者 株式会社フジヤマ名古屋支店（史跡整備基本設計）

合同会社斎藤信吾建築設計事務所（便益施設基本設計）

株式会社アーキジオ中日本支店（発掘調査）

5. 報告事項

(1) 令和7年度 犬山城関連主要事業の進捗状況について

(2) 犬山城大手門枡形跡（犬山市福祉社会館跡地）発掘調査について

6. 協議事項

(1) 犬山城大手門枡形跡（犬山市福祉社会館跡地）整備について

・史跡整備基本設計について

・便益施設基本設計について

7. 会議要旨

報告事項

(1) 令和7年度 犬山城関連主要事業の進捗状況について

○資料に基づき、令和7年度の犬山城関連主要事業の進捗状況について事務局から報告した。

（史跡犬山城跡の追加指定について）

事務局：9月18日付で官報告示がされ、犬山城大手門枡形跡の一部である福祉社会館跡地が正式に史跡に指定された。

(石垣調査の実施について)

事務局： 今年度の石垣調査は、資料2の図面のうち、赤で示した部分（桐の丸周辺石垣）と、青で示した部分（松の丸北西側石垣）の調査を行う予定となっている。あわせて、石垣年代調査も実施予定であり、こちらの調査箇所については、今後名古屋工業大学の濱田准教授と調整をしながら決定をしたいと考えている。

(犬山城城郭内樹木剪定伐採について)

事務局： 今年度は資料3のうち、黄緑色で囲んだ部分（杉の丸及び松の丸西側）の剪定伐採を10月下旬から11月下旬にかけて実施する予定である。その他、青色で囲んだ部分（杉の丸東側）の伐採を予定している。特に杉の丸周辺については、来訪者もよく通る場所であるため、樹形にも注意をしながら、剪定を行っていく。

(犬山城防災対策計画策定について)

事務局： 犬山城防災対策計画の策定体制として、資料4の1ページ(1)に記載したとおり、犬山城防災対策検討委員会を設置し、委員、オブザーバーにご意見、ご審議をいただいて進めている。

犬山城防災対策計画の構成案としては、1ページ(2)の章立てを検討している。スケジュールについては、2ページ(3)のとおり、令和7年度中に計画策定を完了させ、令和8年度に実施設計、令和9年度から10年度にわたって、犬山城天守の防災設備の改修工事を計画している。また、令和8年度には史跡犬山城跡の石垣カルテの作成完了、令和9年度にはそれを踏まえた史跡犬山城跡石垣修理計画の策定を予定している。

天守の防火対策に関する検討状況については、2ページ(4)のとおり、火災の発生要因ごとに発生防止、早期覚知、初期消火、避難誘導、体制強化の観点から検討している。

火災の発生要因共通の対策としては、天守内の避難経路に避難誘導灯を設置し、階段の手すり等の改修を行うことで、避難経路の安全性、有効性の確保を図ること、警備員を増員し、巡回回数を増やすことにより、早期覚知及び初期消火、避難誘導に係る体制を強化していること、火災警報受信機をR型に更新し、各階に煙・炎感知器、監視カメラ、多言語対応型非常放送設備を新設し、消火器を増設することなどにより早期覚知および初期消火・避難誘導に係る体制を強化することを検討している。

落雷火災に対しては、直撃雷に対しては避雷針、非直撃雷に対しては、サージ保護機器の新設などで発生防止を図る。4階小屋裏での火災拡大に対しては、小屋裏に煙感知器及び監視カメラを新設した上で、スプリンクラーを設置することで、早期覚知と自動消火が可能な体制を目指す。

電気火災に対しては、漏電ブレーカーや感震ブレーカーの設置等により、発生防止を

図る。

延焼火災については、花火の打ち上げに先立つ放水などにより、発生防止を図っている。また、売店、トイレ棟、夜間照明などの管理事務所等以外の電源については、既存の子ブレーカーに加えて、管理事務所に別ブレーカーを設置し、夜間でも警備員が電源管理を行うことができる体制とする。天守外部の放水銃を地上式のものに更新し、延焼火災を防止するとともに初期消火もできる体制とする。

放火火災については、手荷物ロッカーの増設や手荷物検査の実施等の対策を検討し、危険物の持ち込みを抑制し、発生防止を図る。また、警備員を増員し、巡回回数を増やすことにより、放火を疑わせる行動の監視と、万が一の放火火災発生時の早期覚知及び迅速な初期消火、避難誘導体制の強化を図る。

2ページ(5)に記載のとおり、令和7年8月26日に開催した令和7年度第2回犬山城防災対策検討委員会において、「犬山城天守スプリンクラー設置に係る技術検討会」の内容を報告し、スプリンクラーの設置について審議し、オブザーバーからもご意見をいただいた。オブザーバーである所有団体からは、外国人観光客の増加等により、これまで想定していない混乱が起こる可能性があるため、天守の焼失を防ぐだけでなく、見学者の安全を守るためにも、スプリンクラー設備を設置して欲しいとの意向が示された。

審議の結果、警備員による初期消火を前提とするものの、避難者が階段でがをするなど、不測の事態が発生し、警備員がその対応を余儀なくされ、迅速な初期消火が実施できない場合を想定し、そのような状況であっても、天守が焼失することを防ぎ、来訪者の安全を守るために、二重・三重の消火体制として、火災報知機と連動して、自動かつ継続して放水をすることが可能なスプリンクラー設備を天守各階に新設することを決定した。なお、設置にあたっては部材への影響も見定めた上で、天守の価値を極力損なわない形とすることとなった。

(犬山城天守高欄修理工事に向けた設計図書作成について)

事務局： 天守4階高欄の束、地覆等に腐朽が発生しているため、部分的な修繕を行うものである。腐朽および痩せにより生じている隙間の埋木修理や、雨がかりによる腐朽の進行を防ぐため、縁板の小口部を銅板で覆うことを検討している。今年度中に設計図書を作成して、令和8年度に発注・施工予定となっている。

○委員等からの意見

委員長： 報告事項(6)「犬山城天守高欄修理工事に向けた設計図書作成」で、縁板の小口部を銅板で覆うことを検討中とあるが、どのようにやるのか。

事務局： 文化庁の調査官と、指導をお願いしている文化財建造物保存技術協会の加藤氏（文化財建造物保存修理主任技術者）に腐朽箇所をご覧いただき、雨がかりがひどい部分は傷みが激しいということで、そういう部分については銅板で地覆から縁板の小口

にかけて覆うようなことも有効ではないかとのご意見をいただいた。ただし、腐朽に関してはそれほど緊急性がある状況ではないということも合わせてご指摘いただいている。現在は修理業者と、どういった処理方法があるかというところの具体的な検討と一緒に進めている。その中で、銅板を巻くことで逆に水が溜まってしまうことを避けなければいけないということで、巻く範囲や、そもそも巻くかどうかというところも含めて現在検討中である。

委員長： 事務局から最後に説明のあったとおり、小口部を銅板で覆ってしまうと、中に入った水が排出されず、かえって蒸れてしまうのではないかと思った。検討した上で、不要または、しない方が良いということであれば銅板を巻くことをとりやめるように。

委員①： 防災対策計画について、内容を読むと、スプリンクラーなど、いろいろな機器が天守内に設置されるように思われる。目につくところに機器が出てくることになるのか。

事務局： 極力表に出ないようにと考えている。スプリンクラーの設置個所についても、慎重に実施設計を進める。

委員①： せっかくの木造の建物であるため、機器が目に入らないように検討してほしい。

(2) 犬山城大手門枡形跡（犬山市福祉会館跡地）発掘調査について

○犬山城大手門枡形跡（犬山市福祉会館跡地）発掘調査について、資料5に基づき事務局から報告した。

事務局： 今回の調査は史跡整備の基本設計のために土壘の北端と枡形南側の堀のかたを確認することを目的として、絵図等の情報と令和3年度の調査結果を元に、土壘の北端の確認のために6～8トレンチ、枡形南側の東西に走る堀の北端の確認を目的に9トレンチを設定し、発掘調査を5月7日から6月19日に実施した。

調査の結果、6トレンチと7トレンチで土壘の北端の斜面や土壘の裾で山状の盛土を確認した。この土壘裾盛土は、土壘の北側の端を決めるために土を盛った痕跡とみられ、土壘裾盛土の北側の土は南側の土壘の土と比べて土に締まりがないことから、土壘を崩した際に堆積した土と推定している。

山状の盛土の下では土壘の基礎とみられる礫を多く含む層を検出し、土壘の基礎の下では土壘を構築する前に地盤面を整地する目的で構築した整地層とみられる薄く固くしまった層を検出した。また、土壘の盛土は、南から北に向かって傾斜していることから、土壘は堀を掘った土を積み立てることで構築したとみられる。

以上の結果から土壘北側の構築方法は、最初に地盤面を平らにするために固くしまった整地層を構築し、次に礫を多く含む土壘の基礎を構築する。その後、土壘の裾部に端を決めるための山状の盛土を構築し、山状の盛土の内側に堀を掘った際に生じる土を南から北に向かって積み上げることで構築したことがわかった。

8トレンチでは江戸期の土壘の延長と、令和3年度の調査で確認された戦国期の堀

に加え、戦国期の堀に伴うとみられる土壘を検出した。江戸期の土壘の土が戦国期の土壘の両側で確認されていることから、戦国期の土壘を芯にして、江戸期の土壘を構築したとみられる。また、8トレンチでは6・7トレンチで確認した山状の盛土が確認できなかったことから、土壘は堀と同じく北に傾いて走っており、土壘の北端は北側調査区外に存在していると考えている。

9トレンチは絵図に10間(約18m)と記載があり、平成23年度に実施した9次調査では通りを挟んだ東側で堀の南側斜面を検出していたことから、堀幅18mを想定して調査を実施したが、当初想定より約4m南側で堀のかたを確認した。

今回確認した堀の北側かたと3次調査で確認された堀の南側のかたの位置から計算すると、堀幅はおよそ14mであり、絵図に記載の10間よりも実際には狭かつたとみられる。堀の北側では、黒色土と地山土が互層となる層を確認したが、この層は江戸時代の土壘と同じ堆積状況であり、堀を掘った際に出た土を使って埋め立てて作ったとみられ、江戸時代に枠形を整備した際の整地層と考えている。ただし、大手門枠形は表層部分が福祉会館建設時の整地により削られており、石垣の根石等の遺構は確認できなかったことから、大手門枠形に関連する遺構は残されていないと判断した。

現在は現地調査が終了し、図面の作成や遺物の実測などの整理作業を進めている。調査結果は、史跡整備基本設計の基礎データとして活用するとともに、今年度中に報告書として取りまとめる予定となっている。

○委員等からの意見

委員①： 江戸時代の遺構の話ばかりだが、犬山城の歴史上、戦国時代の遺構を確認したことは重要なことである。戦国期の堀は近世の堀と同じ方向に進んでいたのか、まっすぐ進んでいたのか、曲がっていたのかなどはわかっていないのか。

事務局： 令和3年度の1トレンチで確認したものの延長を確認したと判断しているが、位置関係等は今後検討していく。

委員①： 犬山城ができた時期のことは文献資料等で全く分かっていないため、戦国期の堀がこの場所にどのようにあったのかという点は非常に重要である。必要ならトレンチ調査だけではなく、全面的に発掘を行って戦国期の堀を探すべきではないか。少なくとも戦国期の堀を追いかける調査はすべきではないか。今後の調査計画はないのか。

事務局： これまで福祉会館跡地で実施している発掘調査は、史跡指定のために主だった部分で実施しており、全面調査は開発に伴ってやむなく実施するもので、大手門枠形が史跡に追加指定されたことからも実施は難しい。ただし、今後も情報の不足等の場合に最小限の部分で発掘調査を行っていくが、現状では調査の予定はない。

委員長： 戦国期の堀は、江戸期の土壘を構築する際に埋められて、その上に土壘を作っているため、戦国期の堀を確認しようとした場合、江戸期の土壘の盛土が失われてしまう。今回は江戸期の遺構を整備するため、部分的な確認はできたとしても、それ以上

の調査は非常に難しいのではないか。

事務局： 戦国期の堀を調査する場合、近世期の土壘が破壊されるため、現状では追加調査の予定はしていない。整備の際の掘削に伴う立会等は行っていくが、立会で戦国期の堀を確認することはほぼないとみられる。また、地中レーダー探査も同じ土のため、結果が出てこない可能性があり、これ以上の追加調査は難しいと考えている

委員②： 発掘調査としては最小限の範囲で、目的を達成しており、的確な調査である。また、本委員会の説明についても的確に結果を把握されていると感じた。

中世の堀については、犬山城が中世にさかのぼり重要な役割を果たしていたことを示す重要な発見である。ただし、国の史跡としての価値を持つ江戸時代の土壘の遺構を掘削して、中世の堀を調査することは避けるべきである。そのため、地中レーダー探査を実施することが望ましいが、結果が出るかどうかは実施してみないとわからない。予算が取れれば、整備を実施する前に実行できればなおよいのではないか。

事務局： 地中レーダー探査について検討をさせていただく。ただし、2027年には工事が開始されるため、調査可能なのは2026年度のみとなる。

委員②： 工事が始まり、舗装がされる前に調査を行った方がよい。

事務局： 地中レーダー探査を実施した場合、戦国期の堀の南に近世の堀があるが、境はわかるのか。

委員②： 両方反応が出る場合もあり、読み取りは難しいとみられるが、発掘調査の結果と照らし合わせることで、ある程度はわかる可能性がある。ただし、土中の水分量によって結果が出る場合や出ない場合もある。

協議事項

(1) 犬山城大手門枡形跡（犬山市福祉会館跡地）整備について

○事務局より、犬山城大手門枡形跡（犬山市福祉会館跡地）整備について、資料6、7、8に基づき説明を行った。

（史跡整備基本設計について）

事務局： 大手門枡形跡、犬山城入口ゾーン整備については、犬山城管理委員会、犬山城調査整備委員会での審議、文化庁との協議に加えて、市民への説明なども行いながら令和8年度に実施設計、令和9年度から10年度にかけて整備工事を実施する予定となっている。

整備基本計画の整備方針と整備方法、それに基づく基本設計の案として資料7をまとめた。

土壘については、整備基本計画では北の端の位置を確認したうえで、高さ約2.7mを上限として立体表示することとなっているため、基本設計の案では土壘の高さを2.7mに設定し、土壘が断ち割られる場所には土留擁壁を設置している。また、法面で整備する箇所とは遺構表現に差をつけることとした。ただし懸念点として、土壘跡の遺構検出面のレベルが高く、擁壁の標準的な根入れを確保できない可能性がある

ため、根入れが少ない工法について検討している。

堀については、整備基本計画では堀であったことが分かるように壅ませるとなっていることから、基本設計案では堀の範囲は大手口や大手門枡形よりも平均30cm程度下げることとし、円滑に移動できるようスロープを設置することとしている。スロープの仕様は、「人にやさしいまちづくり条例」、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」に適合したものとする。

整備基本計画では、橋の部分は当時の城内の動線があったことが分かるように園路として整備し、橋のたもとには古写真と同じアングルで見られる説明板を設置することとしている。また、大手口の部分は福祉会館の建設により攪乱を受けている場所にトイレと35人程度が収容可能な休憩施設を設置し、大手門枡形のさわれる模型を設置することとなっている。基本設計案では、本町通を通って犬山城に至る来訪者が南東部の交差点付近から大手口にかけて歩行できるよう道路と高さを合わせること、交差点付近に史跡案内板を設置し、大手口と大手門枡形をつなぐ動線として木製園路を設置するとしている。舗装は管理車両等の進入も考慮して硬質系舗装とし、景観や便益施設の外観等に配慮したものとした。

整備における堀、土塁、大手口、大手門枡形の割付や堀、土塁の勾配を検討するために、発掘調査の調査区の位置と各調査区で検出された堀の端の検出レベルと検出された堀及び土塁の斜面の勾配を資料7の4ページにまとめた。その際、斜面の傾斜が途中で変わる場合があり、その場合は上部と下部に分けて記載した。ただし、2トレンチの堀北側法面上部や、6トレンチの土塁北側法面は他の斜面の勾配と比較して極端に緩やかであり、これらは攪乱や土塁を崩した結果と考え検討の対象から外した。

その結果、斜面の勾配は35度から70度で、平均は約45度となった。また、平成21年度の内堀の調査では、斜面の勾配は45度であった。

堀・土塁の斜面の勾配から、近世段階の地盤の想定位置まで堀の斜面を延長した場合に、堀の端がどこに位置するのかを検討した。

北側の近世段階の地盤面は、土塁の下部で確認された整地層であると想定したが、6・7トレンチの整地層検出面の標高は57.5m付近だが、8トレンチの整地層検出面の標高は57.8～57.9mであった。今回は遺構面の保護の観点から、検出面の高い57.8mに設定して検討を行い、史跡整備の際の基準面となる計画高については、6・7トレンチで残存している土塁検出面の58.21mに保護層30cmを足した58.51mに設定した。

大手口の地盤高については、大手口の南側の5トレンチで、標高58.0mで近世段階の生活面の可能性がある層が確認されていた。ただし上部は攪乱を受けており、周辺の状況から判断すると、現状の道路との高さが極端に変わると考えにくいくらい、南側道路の標高とほぼ同じ高さの58.25mを計画高とした。

大手門枡形部分は、9トレンチで江戸期の枡形を作った際の地業層とみられる層を確認した。ただし攪乱を受けていたため、その上面が当時の地盤面であるとみられる

が、現状の道路との高さ関係には大きな差異はないと考え、計画高は道路に合わせて58.32mに設定した。

以上の状況を元に、整備する法面勾配を各調査区で確認された堀・土塁の勾配に準拠したものと、整備する法面勾配をすべて平均値である45度の設定で検討した。7トレンチで確認した土塁の勾配である40度（北側）と1トレンチで確認した堀の勾配の45度（南側）で線を延長した場合、土塁の本来の高さである5.4mでは、上部の平坦面の幅が65cmと非常に狭くなる。一方で、土塁の北側・南側ともに平均勾配である45度で復元した場合は約1間の1.79mの広さとなった。土塁北側の勾配は、経年劣化による崩れや明治期に土塁を崩されていることから、土塁の北側についても平均勾配の45度で考えている。

史跡整備基本計画に掲載している全体計画図について、当時の動線は、南東側の交差点付近が本町通を北に直進してきた場合堀にぶつかる場所であり、その動線の体験として、西側の大手口へ向かっていただきたいと考えている。しかし、南側を走る道路の東側の交差点付近が路側帯となっていることから、安全確保のために敷地内に3m程度の歩行空間を設ける。ただし、本来は堀の中に位置するため、舗装材を硬質系とした場合であっても遺構の連続性を表現する必要があると考えている。また、交差点付近には、大手門枡形の概要や当時の動線の理解を深める史跡案内板を設置する。大手口には便益施設があり、外にはさわれる模型や古写真と同じアングルからみられるサインなどを設置する。さらに詳しく知りたい人向けに土塁と堀の断面を見られる大型解説サインなどを設置する。その動線として、計画ではスロープは木製園路の北側に配置していたが、基本設計の案では便益施設の北側に配置した。これにより、大手口から木製園路を通り、大手門枡形内に入り、大手門枡形の解説などを見て、城内へと入る動線とした。ただし木製園路の幅は仮に6mで設定しているが、幅が調査の結果で確定できていないため、適切な幅について意見を伺いたい。また、敷地全体はフェンスで囲うのではなく、車止めで車両の進入を防止する予定となっている。

堀の舗装については、アスファルトと土系舗装に分かれるが、どの舗装がよいのかについて意見をいただきたい。

土塁の北側については、南側と北側の端が確認できた部分を除き土留擁壁が必要となるが、勾配をそろえた場合誤解を招く可能性があるため、垂直に近い勾配となるよう、遺構面の保護と両立できる方法を検討している。

土塁の遺構表示の予定箇所は、絵図によれば当時は約5.4mの高さの土塁があった場所だが、過去に敷地内の南側で実施した地質調査の結果、一部支持力が不足する可能性のある土層が確認されており、安全性確保のために地質調査を行う必要がある。調査内容は、深さ10mのボーリング調査を整備予定範囲の西側と東側の2か所で実施し、地質の把握とサンプリングした資料による土質の調査を行う。調査箇所の案としては、遺構への影響がなるべく少なくなるように、発掘調査で地山まで掘削した場所と、土塁復元箇所の中心付近を設定した。ただし、調査を行った箇所は、上層部の

状況が未調査箇所と異なっているため、土壘復元箇所の中心付近が地質調査を効果的に実施できる箇所であると考えている。

○委員等からの意見

委員③： 土壘の復元のために盛土を行うのであれば、盛土層の下の地盤の確認として、本委員会で提示された2点で調査は実施した方がよい。土壘の盛土はどれぐらいの期間存在し、いつ頃なくなったのか。

事務局： 明治9年の古券図では既に堀は埋め戻されたとみられるため、明治に入ってからすぐになくなつたとみられる。構築されたのは17世紀前半の可能性がある。

委員③： 2～300年にわたって5m近い大きな盛土があったと考えると、圧密は進行していると考えられる。地盤の考えとしては、長い時間土壘が存在し、今回の計画はその半分となっていることから、地盤の強度は既に履歴として残っていると考える。ただし、確認のためのボーリング調査は実施したほうがよいと考える。

また、土壘の盛土については円弧滑りの解析を行い、滑り等が起こらないかどうかはチェックしたほうがよい。

委員長： 地盤の調査の結果、強度に不安がある場合の対策はどのようなものがあるか。

委員③： 通常の土木構造物としては様々な手法がある。遺構のことは考えない通常の取り扱いとしては、不安定な盛土の法尻に抑止のために杭を打ち込み安定化を図るが、今回その手法が使えるかは検討が必要である。

ただし、この場所には計画している盛土の倍くらいの盛土が存在した履歴があるため安心はしているが、計算結果がどうなるかはわからないため、万が一不安定となると難しい話となる可能性がある。

委員長： 今回再現する土壘は、天守の見え方や現在の建物を土壘で隠すという観点から半分くらいとしているが、ボーリング調査の結果を見てから、現状の計画のまま再現するか、高さをどの程度低くすれば強度等に問題ないのかを判断をしたほうがよい。

事務局： 地質調査は実施した方がよいと考えているが、調査箇所は遺構が残っていても大丈夫なのかお教えいただきたい。

委員③： 大きな違いはないと思われるため、提示いただいた2案であればどちらでも計算結果に大きく影響を及ぼすことはないようと思われる。できるだけ遺構に影響がないところで実施して問題ない。

事務局： 発掘調査を実施した場所で確認した土壘は、現地表面から1.5mから2m程度だが、支持力が弱い場所はA c 2やA c 3となっており、発掘調査箇所で深度2mから調査を開始するとA c 2層の一部のデータが得られない可能性があるが、これは問題ないのか。

委員③： 計画では2m70cmくらいの盛土を設置するため、A c 2層による影響がないかの確認は必要であり、A c 2層の情報が確実に取れる場所で実施した方がよい。

事務局： その場合、土壘等の遺構が一部残っている場所でボーリング調査をする必要がある

が、これはやむを得ないものと考えて良いのか。

委員②： やむを得ないと判断してよい。

事務局： ボーリングの実施箇所は、当日資料として提示した場所で、文化庁の現状変更許可を得たうえで実施する。

委員②： 福祉会館跡地は町の中心であり、祭りの際などに広場的に活用したいという市民からの声が多く来るのではないか。その際にどのような活動であれば許可を出すことができ、どのような内容はふさわしくないため許可は出せないといった規則は作成した方がよい。

照明について、福祉会館跡地は街中にある史跡ということになるため、照明がないのはよくないと考える。便益施設が展望デッキのような状況となり、天守も遠くに見えるため、照明を工夫して設置することで夜にも楽しめる新しい犬山の見どころを作れる可能性があるのではないか。

さらに活用に際して、便益施設には電気が来ていると思われ、電気配線の設置についても想定する必要がある。

現状大手口と枠形内を活用する方針と思われるが、原案では堀の中は活用を行わないと読めたが、市民目線では30cm落ち込んでいたとしても大きな空間であり、活用の要望は必ず出てくると思われる。活用は基本的には大手口エリアとしつつも、堀部分についても検討は必要であると思われる。

土壘については、高さは2.7mと相当高く、表面は芝はり等を行い、土壘と堀の間に土壘への侵入を防止する柵を設置するとなっている。公園管理上、土壘に登ると危険なため柵を設置するという考えは理解するが、堀と土壘は本来一体となっていたものであり、この場所に柵を設置するのは本来の土壘と堀との関係を考えると賛成しにくい。

また、土壘の上に人を乗せないという考えも理解できるが、小牧山城では復元した堀と土壘が、子どもたちが草で滑って遊ぶ名所となっている。史跡整備として登らせないという考えは理解できるが、検討の余地がないか。また、土壘の東端に市道とアクセスできる道が存在しているが、子どもの飛び出しなどに対する対策が必要ではないか。

バリアフリー化のスロープなどは非常におさまりよく設計の中に取り込んでおり、堀に木の橋がかかっていた場所に木製の園路を設置するなど、歴史性をうまく踏まえた非常にいい整備案だと感じた。

事務局： 街灯については、便益施設と調整しながら検討を行う予定で、電気の供給等についても検討を進めている。

堀の活用については、車両は進入させない方針であるが、その他の活用については、検討を行いたい。

土壘に登ることを可能とするかについては、45度ぐらいでかなりの急勾配とな

り、難しいのではないかと考えている。

委員②： 土壘の天端の南端に寄せて柵を作り、側面を柵がおりてくるという形でいかがか。堀と土壘の裾に柵があるというのは史跡整備では違和感があり、土壘の上に柵を置いた方がよいと感じた。

事務局： 斜面までは入れる状況にはなっているが、一番上までは入れないようにするということか。

委員②： 土壘の上に行かせないことが重要で、斜面も登らないように注意はするべきである。

事務局： 管理面・運用面も含め、いただいた意見を参考に練り直す。

委員長： 管理上のことも重要だが、土壘と堀は一連であるため、そこに柵を設けることが、整備された後に違和感があるということも重要な点である。

事務局： 危険だから登らせないと決まった場合でも、景観に影響を与えない表現の有無も含めて検討させていただく。

委員①： 17世紀ぐらいの絵図には描かれていないが、19世紀以降の絵図面には、この場所の土壘だけ柵がついており、柵があってもおかしくはない。

委員長： 便益施設の図面には大きな階段があり、階段を降りてきた先が手すりのついたスロープがあり、その奥に大型の解説サインがあるが、この場所に手すりつきのスロープがあることで一体感がなくなってしまう。堀を30cm窪ませることについて根拠はないが、スロープを5%の勾配で設置した場合長さ6mとなり、この場所に設置するのは良くないのではないか。

そのため便益施設の北側は大手口エリアと堀の高低差をなるべくなくし、大型サイン付近は平坦にして、東側は掘幅全体がスロープ状になっている方がよいのではないか。

また、木製の園路が元々あった橋の代わりとする場合、古写真を解析すれば幅がわかるのではないか。

オブザーバー①： 大手門枡形跡は、市民目線から見ると犬山のまちづくりの核になるところになり、市民の注目度も高い場所である。

城は見上げてみるようにできており、正面の視点や上から見下ろす形でできてはおらず、屋根の上に設置する展望席というのはいかがなものか。また、便益施設は犬山城を盛り立てるためのものにしなければならず、市民の意見を取りいれたものを建てるべきではないか

委員長： 今回の整備は、大手口から大手門枡形を完全に再現するようなことはできないため、犬山城を訪れた方にとって不足しているものを作り、犬山城を深く理解していただくための有益な施設として、便益施設を作ることとしている。それにあたって、調査整備委員会とは別の委員会を立ち上げ、その中で最もすぐれた案を採用されている

ため、コンセプトや趣旨については、本委員会で議論するものではない。

オブザーバー①： 便益施設は必要であるが、屋根の上に展望席といった考えには違和感がある。

事務局： 今後近隣住民の説明会や市民説明会を実施し、委員会でもご意見を伺いながら進めて行きたいと考えているが、基本的には整備基本計画に基づいて提案を受けた内容であることを地域住民にもご理解をいただきながら計画を進めていきたい。

委員長： 土壘の角度と堀の角度について、円弧滑りの問題も出てきたが、問題なければ発掘して出てきた勾配に合わせて、45度ぐらいでよいのではないか。

委員②： 一般的には城内側の方が、傾斜角度がゆるいことが多いが、敷地の問題等があるため、地質の検査などが許せば、原案のように45度での復元でよいのではないか。必要であれば発掘成果について説明するパネルが予定されているため、パネルで説明するのでよいのではないか。

事務局： 堀の傾斜についても調査の場所で微妙に違いはあるが、整備では45度で統一するという形でよいのか。

委員②： 土で作られたものは、長年の間に崩れやメンテナンス等があると考えると、45度ぐらいが標準の角度であったと考え、それを元に整備という説明でよいのではないか。

事務局： 整備計画面のレベルについて、基本的には遺構検出面から30cmの保護層を設けたレベルで考えているが、道路と合わせた場合30cm取れない場所も出てくると思うが、その場合多少前後してもやむを得ないのか、30cmは確保したほうがよいのか。

委員②： 基本的な遺構を保護する保護盛土を設けることは史跡の整備上大事なことである。ただし、国の特別史跡の平城宮跡では、基本70cmを設けているが、場所によっては浅い場所や深い場所もあるため、犬山城では標準が30cmで遺構は保護し、配管等が必要な場合は30cmの中で対応するということで、場所によっては浅くなっている場所もあるということでよいのではないか。

委員長： 平らでは水たまりができるため、地表面の排水のことも考えないといけない。

事務局： 堀の表面の舗装について、土系舗装かアスファルト系の硬質のもので考えているが、何か意見があればお教えいただきたい。

委員②： 色々な史跡で、歩行者や自転車のみしか入らない想定で土系舗装が多く用いられているが、実際には車が入り、すぐ割れて劣化が進んでしまう事例が多くある。ここも原則は入れないようにしたとしても、管理上の都合などで車が入ることが想定されるため、ある程度の荷重に耐える舗装で考えた方が長持ちするのではないか。

事務局： 遺構面から現状地盤までのレベル差が少ないため、擁壁を設置する場合に地下に影

響のないような擁壁のやり方があればお教えいただきたい。

委員③： 安定性が保てないというのは、控え壁が必要である。擁壁が少し盛土に入る形にすることで安定性を得る。支持力については大きな問題にはならないと思われるが、通常のもたれ擁壁では難しい場合は控えを入れるなどで安定性を得た方がよい。

(便益施設基本設計について)

事務局： 今回の会議で、委員の皆様には、次の3点についてご意見を頂戴したい。

- 1つ目は、便益施設の機能等について
- 2つ目は、便益施設に関する検討事項について
- 3つ目は、便益施設建設に伴う掘削や事前に行うことの検討している地盤調査による遺構の保護についてである。

便益施設には主に2つの機能を想定している。1つ目はトイレ機能である。犬山城周辺において、公衆トイレの数が限られており、史跡見学には必要であることから本施設に盛り込む。2つ目は休憩機能である。近年の夏の酷暑などに際して、スポット的に休めるような空間が必要とされていることから本施設に盛り込むものである。

これら2つの機能に付加する機能として、休憩施設内に、屋外の史跡に関する展示を補足し、理解を促進するための展示機能も持たせるように考えている。これらの機能は史跡整備基本計画にも記載をしている。

今回、プロポーザル審査によって基本設計受注者の選定をおこない、神奈川県の斎藤信吾建築設計事務所を受注候補として選定し、10月1日に契約を締結した。

審査会における斎藤信吾建築設計事務所の提案について、説明する。

この提案においては先ほど説明した、史跡整備基本計画に記載した整備内容に加えて、史跡犬山城跡全体に対する来訪者の理解を深めるための機能が付加されている。これを叩き台として検討したいと考えている。委員会及び文化庁のご意見を伺った上で、これから近隣住民の説明会や市全体の市民説明会を行い、設計を固めていく。

同じく資料8-2の検討用パースでは、見えがかりのボリュームが分かるようにしている。史跡の本質的価値である土壘や堀の立体的な整備に対して、建物の規模感が大きくなりすぎないよう建物の高さや手摺などの細部のデザインについても慎重に検討を進めよう設計事務所とも協議をしている。検討パースにおいても、見えがかりのボリュームをおさえるよう配慮した提案となっている。

なお、この計画に関して、犬山城管理委員会の都市景観を専門とする学識経験者の委員からは「文化財である史跡のうえに文化財でない建物を建てるにあたり、復元施設であるかのように誤解を与えないようあえて伝統的な形式をとらない外観デザインや、史跡整備される往時の大手口の広場空間を立体化させたような施設の在り方は、史跡を主役とする整備において望ましいものである」との意見をいただいている。

続いて、便益施設について基本設計を進めるにあたり、現在洗い出しを終えた検討事項のうち、主なものについて説明をする。

ユニバーサルデザインの観点から、トイレ等については、車イス使用者、オストメイト（人工肛門等を持つ方）、高齢者、子ども連れ親子など、さまざまな利用者を想定し、それぞれに必要な機能ができる限り分散配置する方向で検討を行っている。

トイレ等の便益機能としては、

- ・男性用、女性用、多機能トイレ（車いす対応かつジェンダーレス対応）
- ・多目的室（感覚過敏やパニックを起こしやすい方が休息をとるカームダウンスペースなどにも利用可能な空間を想定）
- ・授乳室 を想定している。

トイレの機能及び仕様としては

- ・オストメイト用設備（汚物流し、洗浄用シャワー水栓）
- ・ベビーキープ（壁付けの乳児用いす）
- ・フィッティングボード（壁付け折り畳み着替え台）
- ・おむつ替え台（男性用、女性用トイレに設置）
- ・ユニバーサルシート（壁付け折り畳み介助用ベッド）
- ・手摺（小便器及び手洗いに設置） を想定している。

屋上を利活用する提案については、整備された大手門枡形跡を俯瞰でき、史跡犬山城跡への関心と理解を深めるという視点がある一方で、障害者や周辺住民への配慮として、スロープの設置、階段昇降機の設置、エレベーターの設置、目隠しルーバーの設置等が必要である。

省エネルギー配慮については、室内に取り込まれる日射熱を削減し空調負荷の低減を図るよう、断熱性・遮熱性に優れた Low-E 複層ガラスの採用や軒の深さ及び平面形状等の検討を行っている。

展示物の設計を見据えた構成については、展示物設計との調整がスムーズに行えるよう空間構成や内装仕上げの室内設計、映像投影、触知模型、パネル展示、床面展示などを見据えた検討を行っている。

近隣住民への配慮については、来訪者の視線、施設による日影、空調設備の排気・音等、近隣住民への住環境に配慮した計画となるよう検討を行っている。

便益施設建設に伴う掘削や、事前に行うことの検討している地盤調査による遺構の保護について説明する。

建物の基礎直下には、建物荷重を支えるため地下 7 m付近に存在する頑丈な支持地盤に到達するように、固化剤によるはしら状の丈夫な改良体を作る柱状地盤改良、または鋼管杭の施工が必要となる見込みである。また、基礎形状や地盤改良もしくは鋼管杭のコスト条件も含めた構造検討のため、建物範囲の四隅と中央の計 5 箇所で、スウェーデン式サウンディング調査¹が必要と設計事業者から報告を受けている。この調査は直径 2 cm程度の細い掘削ロットを、荷重をかけた状態で地中にねじ込みおよその地質と、地盤の支持力を測定するものである。

なお、福祉会館建設と取り壊しの経過と令和 3 年の発掘調査に基づくと、今回建設を

¹ 2020 年 1 月 26 日の JIS 規格改正により、現在は「スクリューウエイト貫入試験(略称：SWS 試験)」が正式名称である。現状変更申請の際も「スクリューウエイト貫入試験」の名称を使用する。

予定している旧福祉会館の建物が建っていた範囲では、当時の建物基礎により地下約1.5m程度まで攪乱を受けている。

文化庁からは、遺構として保存するべき堀の法肩などの遺構を避けることとの意見を伺っており、今回の位置はそのように対応できる範囲である。

○委員等からの意見

委員②： 全体的には他の委員会で採択されたこの提案は良いものだと思う。屋根上を展望空間に使うとは思いつかなかった。お城との距離感、その間も城下であったと実感できるのは効果的な設計であると思った。

気がかりなところが2つある。資料の平面図を見ると全く倉庫的な空間が無いが、実際に使うと苦労しそうである。掃除道具を置く場所はあるか。おかしなところに掃除道具を置いてある事例もある。

このデザインであれば、テラスに上ることに非常に大きな意味がある。現在金沢城などには、何カ所も階段に沿った車いす用リフトがあり、日ごろはしまっておけるものである。こういったものもあわせて考えても良いのではないか。そうなると、誰か訓練を受けた人が要望を受けて操作することになるが、どうやって要望を受けるか、管理人はいるのか、など気になった。

事務局： 一点目のご指摘については、平面図は提案時点のものであり、現在検討を進める中ににおいて、トイレやそれ以外に収納を計画するように進めている。

二点目のご指摘については、エレベーター、階段昇降機、スロープなどのパターンで検討を進めている。管理人は置かない方針なので、階段昇降機などの運用方法についても検討が必要である。

委員②： 皆が上がるのであれば、触知模型(触ることができる模型)はテラスの上にあっても良いのではないか。検討してほしい。

事務局： もともと全体模型は施設の中に置く予定であったが、委員の提案も検討する。

委員長： 今回の便益施設の案のうち、棧敷テラスについては、宮田先生のご意見もあり、千田委員のご意見もある。これはコンセプトに関わる重要なところなので、設計者である斎藤氏の説明をお願いしたい。

便益施設基本設計業務受託者： 簡単にコンセプトについて説明する。歴史的な資料や絵図は参考し、取り寄せて調べた。その中で、大手門枠形跡は当時から建物はなく、広場としての空間であったというのが重要な点であると考えた。そこでどのように歴史的に配慮するかと考えた時に、切妻平入など象徴的な形態の建物を置くと、歴史的な誤認を生む恐れがあると考えて、このようなデザインとした。今日お配りしているペースを見ても、天守から見ても全く目立たないデザインとなっており、存在として広場を延長させたようと考えている。

委員長： あえて屋上に上がると言うのは、枠形の史跡整備を俯瞰できるように考えてのことか。

便益施設基本設計業務受託者： そうである。現在北側に既存の建物があり、この場所からはお城が見えづらい。よく見えるように視点を上げ、遺構表現もすべてが見えるようにしている。

委員長： そういう提案が審査委員会でも評価され選ばれているので、プロポ審査委員会の決定を尊重したいと思うが他には意見はあるか。今この場で決めなければならないことはないか。

事務局： 今何かを決めるということではないが、我々にもれている視点がないか伺いたい。

委員長： 大階段も見せ場なのか。

便益施設基本設計業務受託者： そうである。集まってクラス写真を撮るのにも良い。

委員長： 他に意見はあるか。

愛知県： 先週文化庁岩井調査官を交えての打ち合わせで初めて見たが、犬山市は緻密にやってると思う。私は屋上を使うとは思っていなかったが、ワクワクドキドキするものになるのも良いのではと思っている。文化庁とも協議し、良い施設にしたい。

○その他

- ・令和7年度第2回委員会の開催日程については、事前調整のとおり、令和7年12月23日(火)午後1時から、犬山市役所205会議室で開催することとなった。

○本委員会での主な決定事項

- ・非破壊方法による土壘・堀等の痕跡調査のため、整備工事に伴う舗装が実施される前に、地中レーダー探査の実施を検討する。
- ・土壘、堀の角度については平均勾配の45度で設計する。
- ・盛土復元予定箇所のボーリング調査については、事務局提案位置（東西2箇所）で実施する。便益施設建築予定箇所のスクリューウエイト貫入試験も事務局提案位置（四隅および中央）で実施する。
- ・便益施設については、屋上に上がって史跡整備地全体を俯瞰するというコンセプトを含め、提案内容を基に今後基本設計を進めていくことを認める。